

平成30年 3月23日

共有船舶建造申込に係る簡易公募型プロポーザル 評価基準

鹿児島県屋久島町

当町が建造し運航する宮之浦～口永良部・島間港間における一般旅客定期航路（許可番号九州第2089号）に使用する旅客船兼自動車航送船「フェリー太陽代替船」を、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「運輸機構」という。）と共同で建造するための申し込みに必要な造船所及び建造申込価格を決定するためにプロポーザルを実施するための評価基準を以下のように定める。

1 基本事項

次の事項について有無を確認し、プロポーザルへの参加資格が無いと判断した場合は、評価の対象外とする。

- (1) 参加資格
- (2) 基本性能が要求水準に達していること

2 評価事項

以下の基準に従い評価を実施する。

(1) プロポーザルの評価の対象となる事項

- ア 建造価格
- イ 性能
- ウ 性能を達するために用いた技術
 - (ア) 構造の単純さ
 - (イ) 汎用性
 - (ウ) 許容範囲
- エ 設計担当者の理解度及び提案能力
- オ 収益性

(2) 評価内容

- ア 建造価格は想定設備に対する価格を評価する。
- イ 性能は要求性能を満たすことを最低基準とし、許容値の大きさを評

価する。

ウ 性能を達するために用いた技術

(ア) 構造の単純さを評価する。

(イ) メンテナンスの簡便さを評価する。

(ウ) 検証された在来技術については信頼性を評価するが、新規技術についても、機能についての許容範囲をもって評価する。

エ 別添「基本計画書」の内容に対する理解度、問題点の指摘能力及び問題点の解決手段の提案について評価する。

オ 収益性を評価する。

(3) 評価方法

ア 参加資格等に関する書類による1次審査

イ 1次審査に合格した企画提案に対する面談による聞き取り審査

ウ 比較検討による2次審査

エ 審査内容の検証

オ 上記検証を経て特定する。

(4) 評価基準

次の評価基準により評価する。

大分類	配分
建造予定価格	25/100
船舶性能	20/100
安全性能	20/100
保守点検性能	10/100
利便性	15/100
収益性	10/100

(5) 特記事項

ア 旅客の安全及び運航の安全等、安全にかかる技術提案については特に評価する。

イ 保守管理上の簡便性にかかる技術提案については特に評価する。

ウ 旅客及び船員の使用に関する快適性（バリアフリー含む）にかかる技術提案については特に評価する。

エ 収益性にかかる技術提案については特に評価する。